

令和 8 年

第 1 3 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 4 1 号

秋田県教育委員会

議案第四十一号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則（平成元年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表（第二条関係） (一) 全日制の課程												改正後			
〃 由 利 〃				〃 秋 田 北 〃		略	〃 能 代 〃		〃 本 荘 〃		略	秋田県立秋田 高等学校		名 称	
														専攻科・ 学 科	
略	略	普通科		普通科			略	普通科	普通科			略	普通科	年 修 限 業	
〃	〃	〃		〃			〃	〃	〃			〃	三年		
		二六五		六三〇				四八〇	六一〇				六九六	生 徒 定 員	
略		略		略			略		略			略		所 在 地	

別表（第二条関係） (一) 全日制の課程												改正前			
〃 由 利 〃				〃 秋 田 北 〃		略	〃 能 代 〃		〃 本 荘 〃		略	秋田県立秋田 高等学校		名 称	
														専攻科・ 学 科	
略	略	普通科		普通科			略	普通科	普通科			略	普通科	年 修 限 業	
〃	〃	〃		〃			〃	〃	〃			〃	三年		
		二九〇		六四八				四九五	六二〇				七〇八	生 徒 定 員	
略		略		略			略		略			略		所 在 地	

				略	〃 仁賀保 〃		略	〃 西仙北 〃		略	〃 秋田南 〃		略	〃 六郷 〃		〃 雄物川 〃		略	〃 五城目 〃		〃 増田 〃		〃 西目 〃		略			
科	システム	機械シ	機械科		略	普通科		普通科	略		普通科	普通科		略	普通科	普通科	略		普通科	普通科	略	普通科	略	総合学		総合学	略	総合学
〃					〃	〃		〃	〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
三五					略	一七五		一四〇	略		六四八	略		略	一二〇	一二〇	略		二三〇	略	二二〇	三六〇	略	略		略	略	略
				略		略		略		略		略		略		略		略		略		略						

		略	〃 仁賀保 〃		略	〃 西仙北 〃		略	〃 秋田南 〃		略	〃 六郷 〃		〃 雄物川 〃		略	〃 五城目 〃		〃 増田 〃		〃 西目 〃		略	
機械科			略	普通科		普通科	普通科		略	普通科		普通科	普通科	略	普通科		普通科	普通科	略	総合学	総合学			
〃			〃	〃		〃	〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃		
一〇五			略	二二〇		一六〇	六六六		略	一五〇		二三〇	二四〇		略		二三〇	三八〇						
		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略				

			〃 大館国際情報学院 〃			略	〃 男鹿海洋 〃							〃 平成 〃		略	〃 秋田中央 〃		〃 男鹿工業 〃						
普通科	略	普通科	術科	食品技術	学科		食品科	源科	海洋資源	海洋科	普通科	略	普通科	普通科	科		設備システム	イ科	エネルギー	電気工	子科	電気電			
〃	〃	〃	〃		〃		〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃		〃	〃	〃	〃			
三六〇	略	二一〇	三五		七〇			三五		七〇		三五	略	一五〇	六二〇		三五		三五		七〇	略	略		
			略				略							略			略		略						

報学院			略	男鹿海洋			平成		略	秋田中央		男鹿工業	
普通科	略	普通科		食品科	海洋科	普通科	略	普通科		普通科	設備システム科	電気電子科	
〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	
三八〇	略	二二〇		一〇五	一〇五	七〇	略	一八〇		六三〇	七〇	一〇五	
略				略			略			略		略	

(二)
略

略	〃大館桂桜〃					〃角館〃	〃能代松陽〃			〃湯沢翔北〃					〃秋田北鷹〃	
										雄勝校	本校					
	略	略	略	略	普通科	普通科	略	略	普通科	普通科	略		略	略	略	略
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三年	〃	二年	〃	〃	〃	〃
	略	略	略	略	一五〇	五六〇	略	略	二三〇	一一五	略	略	略	略	略	略
	略					略	略			略					略	

(二)
略

略	〃大館桂桜〃					〃角館〃	〃能代松陽〃			〃湯沢翔北〃					〃秋田北鷹〃	
										雄勝校	本校					
	略	略	略	略	普通科	普通科	略	略	普通科	普通科	略		略	略	略	略
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三年	〃	二年	〃	〃	〃	〃
	略	略	略	略	一八〇	六〇〇	略	略	二四〇	一二〇	略	略	略	略	略	略
	略					略	略			略					略	

(三) 通信制の課程

学 校 名	学 科	年 限	修 業
秋田県立秋田明德館高等 学校	略	三 年	以上
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

(三) 通信制の課程

学 校 名	学 科	生 徒 定 員	所 在 地
秋田県立秋田明德館高等 学校	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

附 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

令和八年七月九日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

中学校卒業者数の減少及び時代の変化に対応した教育を推進するために策定した第八次秋田県高等学校総合整備計画を着実に遂行するため、秋田県立高等学校の生徒定員を改める等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

中学校卒業生数の減少及び時代の変化に対応した教育を推進するために策定した第八次秋田県高等学校総合整備計画を着実に遂行するため、秋田県立高等学校の生徒定員を改める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 県立高等学校の全日制の課程の生徒定員を改めることとする。
- (2) 秋田県立男鹿工業高等学校に新たに設置する学科等を次のとおりとすることとする。

学 科	修業年数	生徒定員
機械システム科	3 年	3 5
電気エネルギー科	3 年	3 5

- (3) 秋田県立男鹿海洋高等学校に新たに設置する学科等を次のとおりとすることとする。

学 科	修業年数	生徒定員
海洋資源科	3 年	3 5
食品技術科	3 年	3 5

- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。
(別表(一)及び別表(三)関係)

3 施行期日

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとする。

令和8年

第13回教育委員会会議

議案第42号

秋田県教育委員会

議案第 4 2 号

秋田県産業教育審議会委員の任命について（案）

秋田県産業教育審議会条例（昭和 6 0 年秋田県条例第 5 2 号）第 2 条の規定に基づき、秋田県産業教育審議会の委員を次のとおり任命する。

	氏 名	分 野	任 期
1	小野寺 平崇	行 政	令和 8 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
2	大 森 慎 也	行 政	令和 8 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
3	長谷山 庫之	教 育	令和 8 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
4	高 橋 司	教 育	令和 8 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
5	堀 井 和 弥	教 育	令和 8 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日

令和 8 年 7 月 9 日 提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

秋田県産業教育審議会の委員に異動又は退任のため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県産業教育審議会委員名簿
(任期：令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日)

以下、個人情報のため表示しません。

秋田県産業教育審議会委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

議案第 4 2 号 参考資料 3

令和 7 年度秋田県産業教育審議会 開催概要

- 1 日 時 令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月） 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 2 0
- 2 開催場所 金足農業高等学校
- 3 出席者 委員 1 3 名
山村 明弘（秋田大学大学院理工学研究科 教授）
松田 聡（国際教養大学国際教養学部教職課程 教授）
渡部 昌平（秋田県立大学総合科学教育研究センター 准教授）
荻原慎太郎（協和石油株式会社 代表取締役）
村上 亜紀（株式会社共和 取締役）
境田 未希（株式会社境田商事 取締役）
古谷 美幸（株式会社フルヤモード 代表取締役）
鈴木アヒナ麻由（株式会社鈴木又五郎商店 専務取締役）
大友 秀樹（秋田県農林水産部農林政策課長）
辻田 豊英（秋田県産業労働部産業政策課長）
石塚 智佳（秋田県中学校長会 副会長）
小野 博美（秋田県高等学校教育研究会農業部会 副会長）
佐藤 貴文（秋田県高等学校教育研究会工業部会 会長）
- 4 日 程 (1) 開会行事
・教育委員会挨拶
・出席者紹介
(2) 学校紹介・授業参観等
(3) 審 議
【テーマ】高等学校における産業教育の改善と充実について

5 審議要旨

- ・産業教育におけるデジタル活用の目的意識について

最新機器（ドローンやＡＩ等）の導入が先行し利用を強いられるのではなく、人手不足や気候変更などの課題を解決する手段として活用していく意識が必要である。技術が高度化する時代だからこそ、測量や手書きの製図といった土台となる基礎力が重要である。システムダウン等の緊急時に人の目で確認・対応できる危機管理能力の育成も行っていくべきである。

- ・成果発信の強化と地域定着について

農業の学科間連携や工業の技術を課題解決に応用する「農工連携」など、学科の枠組みを超えた連携が必要である。高校間や教育現場のみで完結する成果発表から脱却し、企業や県民に対して発信すべきである。その取組が企業側に伝わり、秋田で活躍する若者を受け入れる受け皿を作っていかなければならない。

- ・教員の指導体制の維持とサポートについて

めまぐるしく進化する技術に対して、教員個人が独学で学ぶには限界がある。外部講師との協働や各種研修への参加を促し、組織としてのスキルアップが重要である。ドローン等の専門指導においては、資格を持つ教員の転勤により「指導の空白期間」を生じさせないように、教育委員会が資格保有状況と把握し、適切な人事配置が必要である。

※議事録は「美の国あきたネット」に公開している。

https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000003958_00/R07_gijiroku.pdf

令和8年

第13回教育委員会会議

議案第43号

秋田県教育委員会

議案第43号

第26期秋田県障害児就学審議会委員の任命について

秋田県障害児就学審議会条例（昭和50年県条例第40号）第2条の規定に基づき、秋田県障害児就学審議会の委員を次のとおり任命する。

	氏 名	分 野	任 期
1	高田屋 陽子	教育関係者	令和8年8月5日～令和9年8月4日
2	安宅 英男	教育関係者	令和8年8月5日～令和9年8月4日
3	後藤 富美夫	関係行政機関職員	令和8年8月5日～令和9年8月4日
4	石塚 史人	関係行政機関職員	令和8年8月5日～令和9年8月4日

令和8年7月9日 提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

第26期秋田県障害児就学審議会委員（任期：令和7年8月5日から令和9年8月4日まで）は19名で構成されているが、このたび4名の委員について令和8年度定期人事異動により変更があったため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

第26期秋田県障害児就学審議会委員名簿（案）
（任期：令和7年8月5日から令和9年8月4日まで）

以下、個人情報のため表示しません。

第26期秋田県障害児就学審議会委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

秋田県障害児就学審議会の概要

1 秋田県障害児就学審議会条例

(設置)

第1条 教育委員会の諮問に応じ、障害児（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第四条に規定する児童生徒等のうち障害のある者をいう。以下同じ。）の障害の状態、障害児への教育上必要な支援の内容、障害児の住所の存する地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を審査し、障害児の就学すべき学校について審議するため、秋田県障害児就学審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織及び委員の任期)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- 1 医師
- 2 学識経験者
- 3 教育関係者
- 4 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 業務内容

- (1) 県立特別支援学校の就学及び転学について審議する。
- (2) 県教育委員会に対し、市町村教育委員会から依頼があり、県教育委員会より諮問があった場合の障害児の就学及び転学について指導・助言する。
- (3) 市町村教育委員会において障害の内容及び程度の判別困難な者について審議する。

3 開催回数

年1回 ※その他県教育委員会から諮問があった場合は必要に応じて開催する。

令和 8 年

第 1 3 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項（1）

令和 8 年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」について

秋田県教育委員会

令和8年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」

基 本 要 項

- 1 趣旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供する。
- 2 主催 秋田県教育委員会
- 3 主管 秋田県教育庁高校教育課
- 4 運営 秋田県立秋田明德館高等学校
- 5 対象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德館高等学校に在籍している生徒
- 6 内容
 - (1) 募集窓口 秋田県立秋田明德館高等学校
〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号
TEL 018-833-1261 FAX 018-833-1162
 - (2) 開設講座 英会話、ハングル、秋田の歴史入門、専門郷土史
 - (3) 募集人数 各講座25名（本校生徒の人数を含む）
 - (4) 開講期間 前期 5月～9月（受付期間：4月初旬）
後期 10月～2月（受付期間：8月下旬）
※ 各期とも週2回。ただし、「秋田の歴史入門」、「専門郷土史」は、週1回の通年講座。
 - (5) 受講料 3,500円
※ 秋田県立高等学校授業料等徴収条例に定める聴講料の額と同額とする。
- 7 その他
 - (1) 単位認定 秋田明德館高等学校に入学した場合は、受講した科目の成果について、単位を認定することができる。
 - (2) 申込手続
 - ① 受講希望者は所定の申込書により、秋田明德館高等学校に直接申し込む。
 - ② 定員を超えた場合、受講者の決定は抽選による。
 - (3) 受講料の納入 一括納入とする。
 - (4) その他
 - ① 開設講座ごとの募集人数、申込受付期間、開講日等は募集要項に定める。
 - ② 受講申込者が10名に満たない場合は、原則として開講しない。

令和8年度 秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（後期）」 募 集 要 項

- 1 趣 旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供します。
- 2 対 象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德館高等学校の生徒を対象とします。

3 開設講座及び募集人数

科 目 名	開 講 日	時 間	募集人数	備 考
英会話初級	火・木	14:50～16:25	25名	アメリカ文化に親しみながら、一緒に英会話を楽しみましょう。
英会話中級	火・木	13:05～14:40	25名	英語圏に関する様々なトピックについて、英語で話しましょう。 英字新聞記事や洋楽などを取り入れた授業です。
ハングル初級	月 木	10:30～12:05 13:05～14:40	25名	基礎から丁寧に教えます。初心者大歓迎です。
ハングル中級	水・金	10:30～12:05	25名	ハングルの更なる一歩へ！

※ 各講座の開講日及び時間は、変更する場合があります。

- 4 開 講 日 令和8年10月1日（木）～ 令和9年2月16日（火）
- 5 講座会場 カレッジプラザ（明德館ビル2階）
- 6 受付期間 令和8年8月19日（水）～ 令和8年9月4日（金）
- 7 申込方法

- ・適宜、マスク着用等、感染防止対策へのご協力をお願いします。
- ・発熱やかぜ等の症状がある場合は受講を控えてください。

- (1) 実施要項と受講申込書を8月19日（水）から秋田明德館高等学校3階事務室窓口で配付します。
学校ホームページからもダウンロード可能です。

<申込先> 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 秋田明德館高等学校 科目履修講座係

※ 郵送の場合は「科目履修講座申込」と申込封筒表側に明記してください。

- (2) 必要事項を記入した「受講申込書」と、郵便番号・住所・氏名を記入し、「返信用封筒（必ず「長3型封筒A4用紙が三つ折りに入るサイズ）」に110円切手を貼り、秋田明德館高等学校3階事務室に9月4日（金）まで郵送又は持参してください。受付期間及び返信用封筒サイズの厳守をお願いします。
郵送の場合も **9月4日（金）16:00必着**とします。

8 受講決定

- (1) 受講申込みが募集人数を超えた場合は、新規申込者を優先した上で、抽選により受講予定者を決定します。
- (2) 受講申込者に、受講可否の通知書を送付します。
- (3) 受講予定者は、通知書を持参の上、受講料を秋田明德館高等学校事務室に現金で納付してください。
受講料は、1科目当たり3,500円です。
- (4) 期日までに受講料を納入した者を、受講決定者とし、「受講決定通知書」を交付します。期日まで受講料の納入がない場合、辞退とみなします。
- (5) 辞退等により受講決定者が募集人数に満たない場合は、抽選に漏れた受講申込者から補充を行います。
- (6) 納入された受講料は、原則として返還できません。
- (7) 講座で使用する教材（教科書等）費は、別に徴収します。
- (8) 受講申込者が少数の場合は、原則として開講しません。

- 9 使用教材等 各講座により異なります。（後日連絡します。）

- 10 駐 車 場 申込み及び受講に際して、明德館ビル駐車場の利用は御遠慮願います。

問い合わせ先
秋田県立秋田明德館高等学校
科目履修講座担当 通信制 教頭 部 谷 正 樹
TEL 018-834-0473（通信制直通）
018-833-1261（代表電話）

令和 8 年

第 1 3 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項（2）

令和 8 年度文化財専門職員の採用選考について

秋田県教育委員会

令和8年度

文化財専門職員募集要項

令和8年7月9日

秋 田 県

受 付 期 間：令和8年7月27日(月)～9月11日(金)
(電子申請のみ)

第 1 次 試 験：令和8年10月11日(日)・12日(月)

第 2 次 試 験：令和8年11月中旬

問い合わせ・募集要項請求・関係書類提出先

秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号

電話 018-860-5193

※文化財専門職員募集サイト (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/97149>)

1 採用職種、採用予定人員、職務内容及び勤務場所

- ・採用職種：文化財専門職員
- ・採用予定人員：2名
- ・職務内容：埋蔵文化財の発掘調査及び文化財の保存と活用・調査研究に関する業務に従事します。
- ・勤務場所：秋田県埋蔵文化財センター(大仙市又は秋田市)、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室(秋田市)などに勤務することになります。

2 受験資格

◆次の条件を全て満たす者が受験できます。

- ア 昭和62年4月2日以降に生まれた者
- イ 学校教育法に定める大学(短期大学を除く。)又は大学院で、考古学又は歴史学の専門課程を修めた者(令和9年3月卒業見込みも含む。)
- ウ 遺跡の発掘調査に従事した経験がある者
- エ 発掘調査の整理作業を行ったことがある者

◆次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者(次のいずれかに該当する者)
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

(1) 日時及び場所

区 分	日 時 及 び 場 所
第 1 次 試 験	令和8年10月11日(日) 午前9時30分～午後4時50分 秋田県生涯学習センター 講堂 第4研修室 令和8年10月12日(月) 午前9時30分～正午 秋田県生涯学習センター 第4研修室
第 2 次 試 験	令和8年11月中旬 *日時等の詳細については、第1次試験合格通知の際にお知らせします。

(2) 第1次試験の日程と携行品

	9:30	9:45	10:45	10:55	12:15	13:15	14:55	15:10	16:50
10月11日 (日)	日程説明 ・諸連絡	筆記試験	休憩	論文試験	昼食	実技試験	休憩	面	接
10月12日 (月)	諸連絡	面 接			面接終了次第終了です。				

◇第1次試験は、受験票・筆記用具・時計（スマートフォン、スマートウォッチ等は使用不可）・実測用具（縄文時代の石器・縄文時代～古代の土器の実測を想定）を持参してください。

面接は、令和8年10月11日（日）～10月12日（月）のうち、受験票で指定された日時に行います。

4 試験の種目及び内容

試 験 種 目	試 験 内 容
第1次試験	筆記試験 (60分)
	論文試験 (80分)
	実技試験 (100分)
	面接試験
第2次試験	適性検査
	面接試験

5 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否などについて行います。

なお、受験者の個人情報、文化財専門職員採用選考試験及び職員として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、目的以外のために使用することはありません。

6 合格者の発表

第1次試験合格発表	令和8年10月下旬	可否は書面で通知します。
第2次試験合格発表	令和8年11月下旬	
最終合格発表	令和9年1月下旬	

※第2次試験合格発表後、秋田県人事委員会が行う採用選考後に最終合格発表となります。

7 採用

令和9年4月1日の予定です。

8 採用時の職

文化財主事

9 勤務条件

(1) 給与

初任給は、原則として行政職給料表1級29号給(令和8年4月1日現在の月額239,488円)が支給されますが、職務経験等のある者については、修学年数・経歴その他の事項を勘案の上決定されます。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休暇

年間20日(採用年は15日)の年次休暇や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇及び介護時間があります。

10 申込手続(電子申請のみ) ※申込期限【令和8年9月11日】を過ぎると入力できません。

パソコン又はスマートフォン等により、「秋田県電子申請・届出サービス」による電子申請から申し込んでください。

(1) 申込方法

- ①秋田県生涯学習課文化財保護室のWebサイトに記載されている内容を確認の上、ページ下部のリンクから「秋田県電子申請・届出サービス」にアクセスし、利用者登録をしてください。



二次元コード→

※文化財専門職員募集サイト (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/97149>)

- ②利用者登録しただけでは、受験申込は完了していませんので、ご注意ください。
③利用者登録完了後、登録したアカウントで電子申請サービスにログインし、画面上の申込に必要な事項を入力して、内容に間違いがないか確認して送信してください。
④申込が完了するとE-mailで「電子申請完了通知」が届きます。登録したメールアドレスに届いているか確認してください。

※「電子申請完了通知」が届かない場合は速やかにご連絡ください。

(2) 受験申込の入力要項

- ①必要箇所にもれなく入力、あるいは該当する事項を選択してください。
「申請者情報」のほか、「自己紹介シート」、「研究業績」についての入力があります。
②本人の写真の画像ファイルを添付してください。
画像ファイルは、脱帽・正面・上半身、無背景、6ヶ月以内に撮影したもので、データ形式はJPEG又はPNGとし、縦横比おおむね4:3としてください。ファイル名は「氏名+生年月日(西暦)」としてください。

【例：秋田太郎さん2004年4月2日生まれの場合「秋田太郎20040402」】

※使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申請するとともに受験申込が受付されたことを「電子申請完了通知」により必ず確認してください。

- 11 関係書類の提出 ※提出期限【令和8年9月11日】までに提出しないと、電子申請を完了していても受験できません。

電子申請での申込と併せて、次のア・イの申込関係書類を「令和8年度文化財専門職員採用試験受験関係書類 在中」と朱書きした封筒に入れて、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室まで郵送又は持参してください。

郵送の場合は特定記録郵便扱いとしてください（郵送の場合は9月11日消印有効）。また、持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで受け付けます。

ア 「卒業（卒業見込）証明書」又は「大学院修了（修了見込）証明書」

イ 返信用封筒1通

※長形3号封筒（120mm×235mm）に郵便番号、返送先住所、氏名を記入し110円分の切手を貼付してください。

※「1次選考試験結果通知」を送付する際に使用します。

- 12 資格審査終了のお知らせ

電子申請完了及び関係書類到着後、不備がなければ、「資格審査終了のお知らせ」を電子申請で登録したアドレスに送付します。※受験票の発行についても案内します。

- 13 受験票の発行

受験票は「交付物発行のお知らせ」として電子申請で登録したアドレスに9月17日までに送付します。※面接日時は、受験票に記載します。

なお、「交付物発行のお知らせ」（受験票）が届かない場合には、9月18日までに、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室までお問い合わせください。

- 14 問い合わせ先

秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室 埋蔵文化財・世界文化遺産チーム

〒010-8580

住所 秋田市山王三丁目1番1号

電話 018-860-5193

平日の午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は閉庁）にお問い合わせください。

第1次試験会場案内

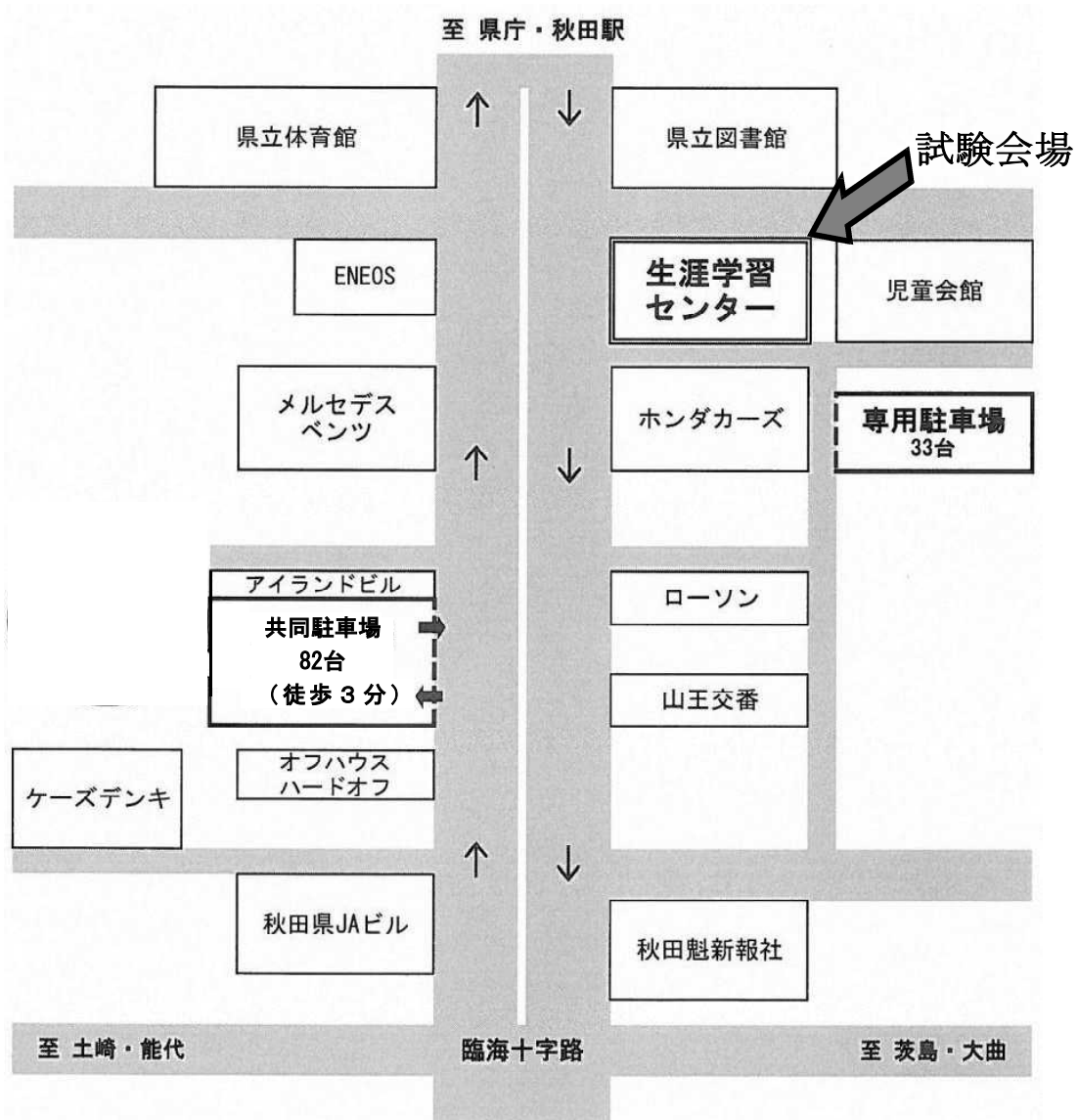
秋田県生涯学習センター

〒010-0955

秋田市山王中島町1-1

TEL 018-865-1171

FAX 018-824-1799



- ・ 他の車の妨げになる駐車、近隣の路上駐車は絶対におやめください。
- ・ 駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ・ 共同駐車場は、県立図書館、県立体育館、生涯学習センター、児童会館等、県の施設を利用される方の駐車場です。